

No. 180 (2025/3)

バンドスコア事件判決について

(東京高裁令和6年6月19日判決 令和3年(ネ)第4643号)

弁護士 宮澤真志

目次

1	はじめに	2
2	事案の概要と裁判所の判断	2
	(1) 事案の概要	2
	(2) バンドスコアの一般的特徴	3
	(3) 一審判決の概要	3
	(4) 本判決の概要	3
3	北朝鮮事件最高裁判決及びそれ以後の裁判例について	5
	(1) 不法行為の成否に係る判示内容及びその射程	5
	(2) 「特段の事情」の具体例	5
	(3) 「特段の事情」が認められる場合	6
4	本判決の検討	7
	(1) 北朝鮮事件最高裁判決の引用について	7
	(2) 「特段の事情」要件の充足性に係る判断について	7
5	おわりに	8

1 はじめに

知的財産権訴訟の実務においては、しばしば、主位的に知的財産権の侵害を理由とする損害賠償を請求した上で予備的に一般不法行為を理由とする損害賠償を請求する、あるいは知的財産権の侵害に当たらないことを前提とした上で初めから一般不法行為を理由とする損害賠償のみを請求することが行われる。このような場合に一般不法行為の成立を認めてよいかという問題は、一般不法行為による知的財産権法の補完という法律問題として議論されることがある¹。

本判決は、上記の法律問題に関連して、北朝鮮事件最高裁判決²が、一般不法行為の成立を限定的に解する立場を明らかにして以降ほとんど認められて来なかった状況下において、個別の知的財産権侵害に当たらない場合における一般不法行為の成立を認めた高裁判決³である。本稿では、改めて北朝鮮事件最高裁判決の判示内容やその射程を振り返るとともに、同判決以後の裁判例の状況を踏まえた上で、本判決が北朝鮮事件最高裁判決のいう「特段の事情」の存在を認定して不法行為の成立を認めたことについて、その妥当性を検討する。

2 事案の概要と裁判所の判断

(1) 事案の概要

全9ページ。サンプルにつき、以下省略

¹ 上野達弘「民法不法行為による不正競争の補完性」パテント 76 巻 12 号（2023 年）15 頁、丁文杰「未承認国の著作物の保護範囲（2・完）」知的財産法政策学研究 42 巻（2013 年）395 頁等

² 最判平成 23 年 12 月 8 日民集 65 巻 9 号 3275 号

³ 後述するとおり、控訴人（原告）は著作権者ではないことから著作権等の知的財産権侵害を主張しておらず、その結果、本件は通常訴訟として扱われたため知財高裁ではなく東京高裁（本庁）に係属した。